

工事調達における 総合評価落札方式の 運用ガイドライン

令和 5 年 3 月一部改定

中部地方整備局

※令和4年8月版から、今回改定を行う内容に関わるページのみを抜粋して掲載しています。
 ※今回改定内容は、令和5年4月以降に公告を行う工事に適用されます。
 ※各評価項目の内容・対象年度等は、必ず入札説明書等をご確認ください。

目次

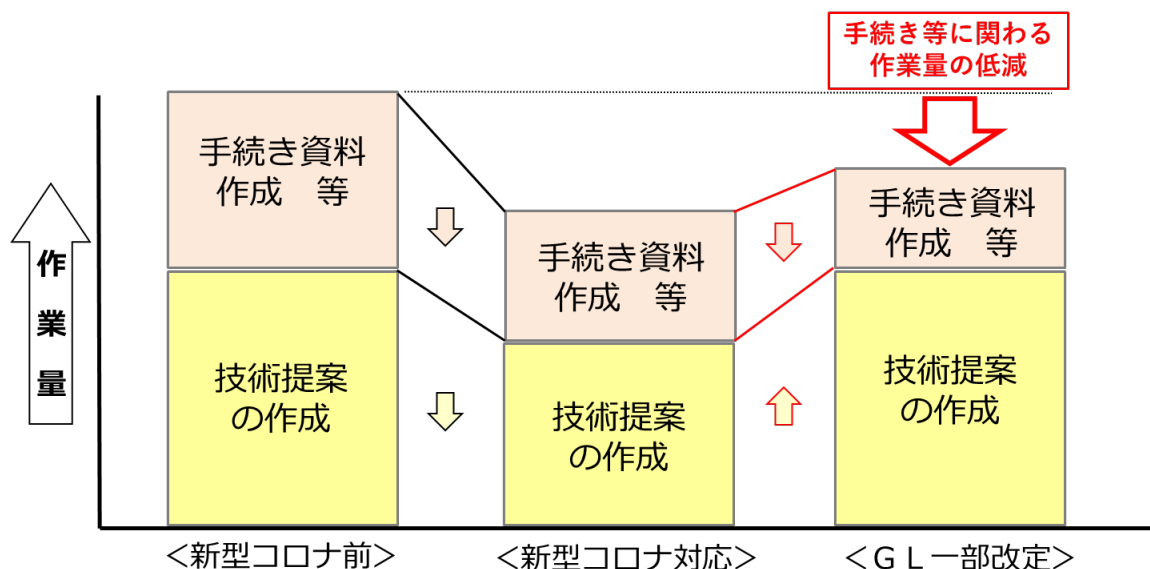
I 令和4年度運用ガイドライン（一部改定）の主な改定ポイント	1
1) R4ガイドライン（一部改定）改定概要	(新規)
2) 評価項目の考え方	2
II 入札方式	3
1) 発注基準に基づく入札方式	3
2) 総合評価落札方式の運用体	4(改定)
3) 総合評価落札方式の形式	5
4) 総合評価落札方式のタイプ別選定フロー	6
5) 技術提案評価型（S型）における評価テーマ	(新規)
III 手順フロー	7
1) 施工能力評価型II型【同時提出型】（施工体制確認型）	7
2) 施工能力評価型I型【同時提出型】（施工体制確認型）	8
3) 企業能力評価型	9
4) 技術提案評価型（S型）WTO以外【同時提出型】（施工体制確認型）	10
5) 技術提案評価型（S型）WTO【同時提出型】（施工体制確認型）※非段階選抜型	11
6) 技術提案評価型（S型）WTO【同時提出型】（施工体制確認型）	
※段階的選抜方式（簡易確認型）	12(改定)
7) 技術提案評価型（A型）WTO	13
IV 評価基準	14
1) 評価項目一覧	14
2) 施工能力等、地域の評価基準	16
(1) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型I型、II型、分任官工事）	16
(2) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型I型、II型、本官工事）	18
(3) 【参考】技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型I型、II型：塗装）	20
(4) 企業の能力の評価基準（施工能力評価型：企業能力評価型）	22
(5) 【参考】企業の能力の評価基準（施工能力評価型：企業能力評価型 塗装）	24
(6) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（施工能力評価型：チャレンジ型）	25
(7) 技術者の能力、企業の能力の評価基準（技術提案評価型S型 WTO以外）	26
(8) 段階的選抜方式（簡易確認型）における評価基準（WTO対象案件）	28(改定)
3) 一括審査方式について	30
4) 評価項目の留意事項	31
(1) 「技術者の能力」の留意事項	31(改定)
(2) 「企業の能力」の留意事項	36(改定)
(3) 「地域精通度・貢献度」の留意事項	42
(4) その他	43

I 令和4年度運用ガイドライン（一部改定）の主なポイント

1) R4 ガイドライン（一部改定）改定概要

「新型コロナ」への対応を含めた「働き方改革」等への推進

- ・「新型コロナ」の感染拡大防止を図るため、工事発注における総合評価の手続きにおいては、「中部版コロナSP」を令和2年5月に通知し、以降「総合評価ガイドライン」への反映を行い感染拡大防止に努めてきた。
- ・今後、「新型コロナ」は5類に移行することが決定したことで、総合評価における工事手続きは、新型コロナ前の回帰を図るとともに、技術者不足等への対応とあわせ、さらなる手続きの効率化及び省力化に取組み、受発注者双方の負担軽減を行っていく。



評価型S型における評価テーマについて

内容	・評価テーマについて、通常の品質向上に関わるテーマとあわせて、「工事規模」及び「施工上の技術的課題の難易度」等に応じて1～3のテーマを設定。
----	--

② 「WTO段階的選抜方式」における手続き及び評価について

内容	・技術者不足等への対応として、「WTO段階的選抜方式」を採用した案件について、以下の対応を実施。 ① 簡易確認型（一次審査）を採用し、入札手続き期間の短縮を図る ② 一次審査で通過する選抜者数を「10者」へ変更 ③ 一次審査の評価項目（企業の能力、技術者の能力）の見直し
----	--

③ あらたな施策等に関わる取組を評価

内容	・カーボンニュートラルの実績取組を評価項目として追加（※WTO段階的選抜方式）。 ・大規模災害時への備えとして、企業が策定した「事業継続計画（BCP）」の認定を受けた企業に対して評価（注：BCPの評価については、次期改定のR5ガイドラインから適用）
----	---

④ 施工能力評価型I型における施工計画について

内容	・競争参加者から提出を求める「簡易な施工計画」の内容を1項目に変更。
----	------------------------------------

2) 総合評価落札方式の運用体系

総合評価等のタイプ		試行等の項目に対する総合評価タイプへの適用区分の目安							
		フレックス工期 ※1	一括審査	段階的選抜・ 簡易確認型	参加者確認型	簡易確認型選抜	地域維持型 JVの適用	新技術導入促進型	DX、SDGs への対応
技術提案評価型	S型(WTO)	原則適用	選択	原則適用 ※2	—	—	—	選択	選択
	S型(拡大)	原則適用	選択	—	選択	—	—	選択	選択可
施工能力評価型	I型 (地域型含む)	原則適用	選択	—	選択	—	—	選択	—
	II型 (地域型含む)	原則適用	選択	—	選択	選択	選択	選択	—
	企業能力評価型	原則適用	選択	—	選択	選択	選択	—	—
	チャレンジ型	原則適用	—	—	—	—	選択	—	—
試行項目等の適用概要等		余裕期間を設け工事始期等を受注者が任意に設定。(工事始期期限は発注者が指定)	工事内容が同じ等、一括審査可能な要件を満たす案件に適用	一次審査を簡易技術資料の提出とし、上位10者を一次選抜者とする。	過去3回程度、同一の一次応札が継続している経常維持工事・機械設備等に適用	簡易技術資料の提出で3者程度を落札候補者とする。応札者が概ね6者以上見込まれる工事に適用	地域で継続的に実施する維持・修繕工事を対象に実施。(参加確認型の対象工事とあわせて実施)	新技術導入促進II型はS型工事を対象。新技術導入促進I型は施工能力評価型を対象とし実施。	品質向上に係る【必須項目】と、金額・工期・工事の難易度・工事特性等により選択を行い、評価テーマを設定。
試行項目等の実施年度		H27～	H25～	【段階的選抜】 H25～ 【段階的選抜・簡易確認型】 R5～	H27～	H29～	R1～	H28～	R5～
(参考) 試行項目等の目的		平準化 (労働者・資機材確保)	働き方改革の推進 (受発注者の事務負担軽減)				担い手確保・育成	新技術の活用	技術政策への対応

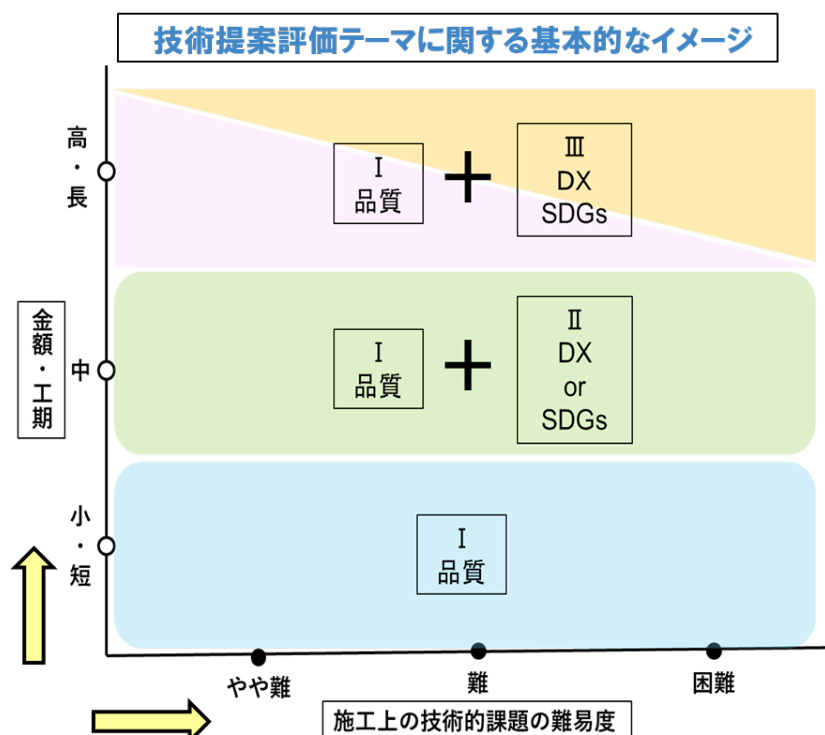
事故等による指名停止等に関する事項を廃止

※1 円滑な工事施工を確保するため、国債工事及び標準工期に対して全体工期に余裕が見込まれる単年度工事については原則適用するものとする。

※2 適用を原則とするが、競争参加者数の状況に応じて、選択とする場合もある。

5) 技術提案評価型（S型）における評価テーマについて

○評価テーマの基本的な考え方のイメージは下図のとおりを標準とし、品質向上に係わる【必須項目】と、金額・工期、工事の難易度、工事特性等により選択を行う【選択項目】の組合せにより設定。



【必須項目】品質向上に関する技術提案

・工事目的物の性能・機能向上に関する評価テーマ

【選択項目①】DXに関する技術提案

- ・ライフサイクルコストの削減
- ・作業の効率化による省人化、省力化
- ・将来の維持管理を見据えたBIM/CIMの活用

【選択項目②】SDGsへの対応に関する技術提案

- ・目標7：近代的なエネルギーへのアクセスを確保
⇒ エネルギー調達
- ・目標9：産業と技術革新の基盤をつくる
⇒ 新技術活用
- ・目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保
⇒ リサイクル
- ・目標13：気候変動に対する具体的な対策
⇒ カーボンニュートラル
- ・目標14：海洋と海洋資源を保全
⇒ 水域生態系
- ・目標15：生物多様性損失の防止を図る
⇒ 陸域生態系

○技術提案の評価テーマは、工事の内容に応じ1～3テーマ設定するものとし、評価テーマに対する技術提案数は、テーマごとに3～5提案を基本とする。

○評価テーマの設定に関する考え方として、「工事規模（価格、工期）」及び「施工上の技術的課題の難易度」により3つに大別して以下を標準として設定。

I：技術提案の評価テーマを「1テーマ設定」

工事価格 小
工期 短
施工上の難易度 やや難～難

品質向上に関する技術提案 1テーマ：3～5提案

II：技術提案の評価テーマを「2テーマ設定」

工事価格 中
工期 中
施工上の難易度 やや難～困難

品質向上に関する技術提案 1テーマ：3～5提案

+ DXに関する技術提案 1テーマ：3提案

+ SDGsへの対応に関する技術提案 1テーマ：3提案

※どちらか一つを選定

III：技術提案の評価テーマを「3テーマ設定」

工事価格 大
工期 長
施工上の難易度 やや難～困難

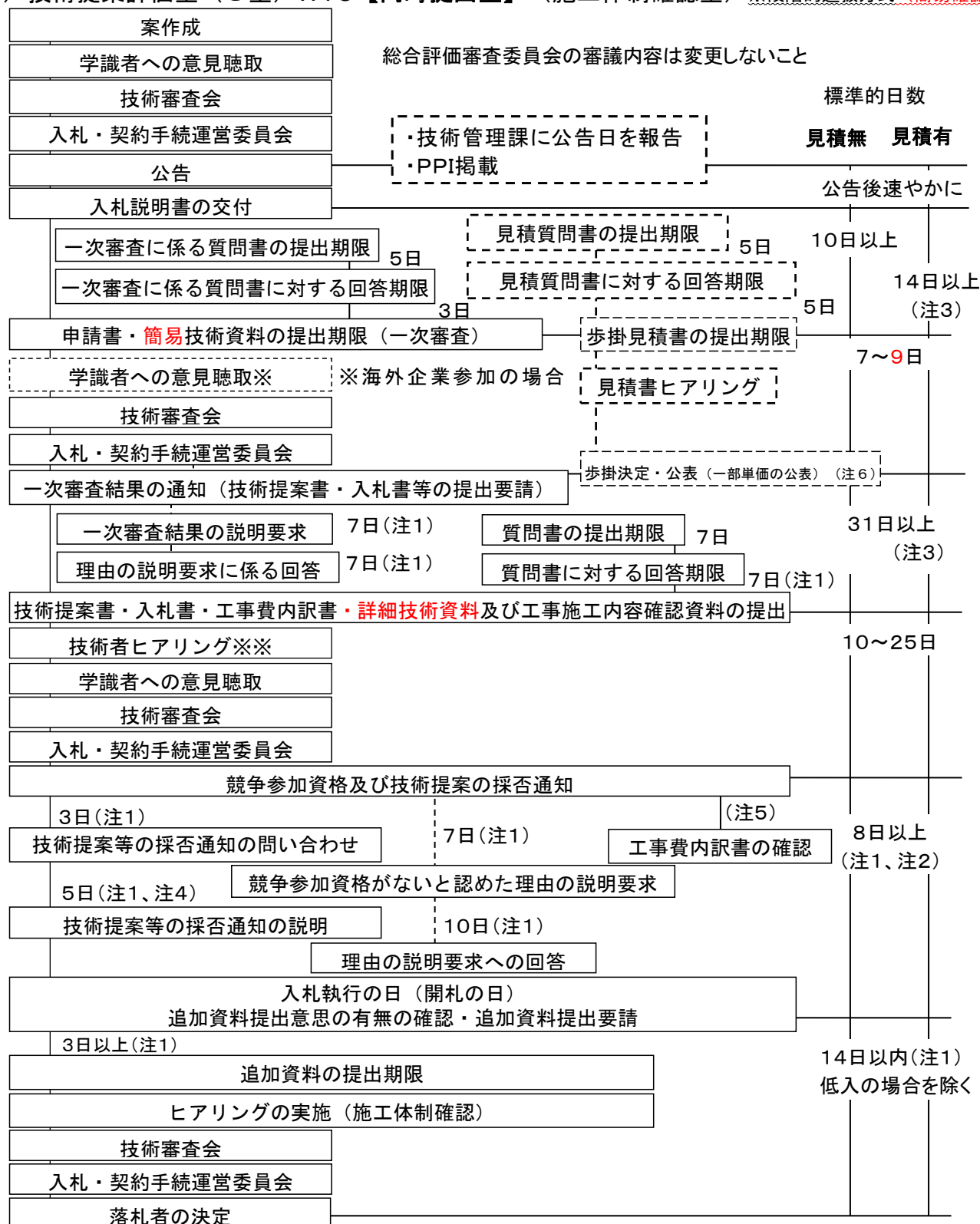
品質向上に関する技術提案 1テーマ：3～5提案

+ DXに関する技術提案 1テーマ：3提案

+ SDGsへの対応に関する技術提案 1テーマ：3提案

政府調達に関する協定(WTO)の場合

6) 技術提案評価型 (S型) WTO【同時提出型】 (施工体制確認型) ※段階的選抜方式 (簡易確認型)



上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。

※段階選抜は、必要がある場合に試行的に実施

※※技術者ヒアリングは、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施。

(注1) 営業日 (日曜日、土曜日、祝日等を含まない。)

(注2) 8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日

(注3) 歩掛り見積りの内容によっては、適切な期間を十分確保すること

(注4) 可能な限り入札書の提出期限までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める

(注5) 同時提出方式での工事費内訳書の開封時期について、競争参加資格確認通知の日以降とする

(注6) 対象工事のみ

<参考>
標準的な手続き期間
公告から開札までの目安
約3.5ヶ月
※土日祝含む

(8) 段階的選抜方式（簡易確認型）における評価基準（WTO 対象案件）

一次審査における選抜基準（技術提案評価型 S 型の場合）

技術提案評価型 S 型 WTO 段階的選抜 一次審査における選抜基準

技術者の能力（15点）			評価項目	4点	2点	0点
	過去15年間の同種工事実績 （平成20年度以降）	施工実績	技術者の同種工事の施工実績 ※1	より同種性が高い工事の実績有り	やや同種性が高い工事の実績有り	同種性が認められる工事の実績有り
		工事成績 （安全対策）	・上記の配置予定技術者の同種工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳（項目別評定点）のうち「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率（評定点／満点）にて加算	得点率 90%以上	得点率 80%以上 90%未満	得点率 80%未満
	新技術の活用実績		・新技術活用実績は、申請する配置予定技術者の同種工事において「新技術情報提供システム（NETIS）」等の活用件数について評価	2点 4件以上	1点 1件以上 4件未満	0点 1件未満
	その他 最大5点	継続教育（CPD）単位の取得状況	令和3年4月1日～令和4年3月31日に、配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	2点 年間推奨単位以上を取得	0点 年間推奨単位未満	
		海外インフラプロジェクト優良技術者	・「海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞もしくは国土交通大臣奨励賞」を受賞 ・過去4年間（表彰年度）・港湾空港関係除く	2点 大臣賞表彰 もしくは 大臣奨励賞有り	0点 表彰無し	
		高度なマネジメント（PPP等）の実施実績	・事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務（ECI）の実績を評価 ・令和元～令和4年度に完成した工事が対象	1点 実績有り	0点 実績無し	
		学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績	学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績を有する場合に評価する。	1点 実績有り	0点 実績無し	
企業の能力（15点）	過去15年間の同種工事実績 （平成20年度以降）		企業の同種工事の施工実績 ※1	8点 より同種性が高い工事の実績有り	5点 やや同種性が高い工事の実績有り	0点 同種性が認められる工事の実績有り
	表彰（優良工事表彰、安全工事表彰、社会貢献等表彰）、工事成績優秀企業の認定		・令和3、4年度（令和2、3年度完成工事）において、入札参加者が国土交通省地方整備局（対象部局）（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）より「表彰（優良工事表彰、安全工事表彰、社会貢献等表彰）」を元請として受賞の場合に評価。 ただし、「優良工事表彰」については、当該工種に限る。 ・令和3、4年度において、入札参加者が国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価。 ※2	2点 局長表彰 工事成績優秀企業認定	1点 事務所長、室長表彰	0点 表彰無し
	週休2日取組実績		・中部地方整備局が発行した完全週休2日の履行実施取組証の所持者、もしくは、政府調達機関等※3で完成した工事において4週8休以上を達成した実績がある場合に評価 ・なお、工事実績は、企業の同種工事の施工実績と同じである必要はない。	2点 完全週休2日を対象期間中に全週達成※4した実績有り	1点 中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等で完成した工事において、4週8休以上を達成した実績有り もしくは 「週休2日交替制モデル工事（試行）」において対象期間中に休日率28.5%以上（4週8休以上）を達成した実績有り	0点 実績無し
	その他 最大2点	国土技術開発賞	・国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）の受賞実績を評価 ・令和2～4年度の受賞実績が対象	1点 受賞有り	0点 受賞無し	
		カーボンニュートラル取組実績	・カーボンニュートラルの取組実績を評価	1点 実績有り	0点 実績無し	
		BCP認定の有無	※次期改定（R5工事運用ガイドライン）より適用			
	WLB推進企業		次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用推進法に基づく認定（ユースフル認定企業）	1点 認定有り	0点 認定無し	

※1：「より同種性が高い工事」：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計以上の実績

「やや同種性が高い工事」：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれかが設計以上の実績

「同種性が認められる工事」：実績要件の同種条件に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法等のいずれも設計未満の実績

※2：ただし、当該工事の工種が次の11工種の場合に限る。

一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、橋梁補修工事

※3：R4ガイドライン（R4.8版）P.66 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示す機関等を対象とする。

※4：R4ガイドライン（R4.8版）P.53「週休2日の取組に関する考え方」の表を参照

	国家資格	登録資格 (民間資格)	実務経験者
監理 技術者	技術検定(1級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》  新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (1級建築士等)	指定7業種では 認めていない (土木、建築、電気、管、 鋼構造、舗装、造園) ----- 下記に加え、指導監督的な 立場での2年経験
主任 技術者	技術検定(2級:6種目) 《土木、建築、電気、管、造園、建設機械》  新たな資格の創設 (まずは「電気通信工事」)	その他 国家資格 (2級建築士等)	建設業法での 登録資格(4資格)  認定・登録の推進 最終学歴に応じた 実務経験年数

①「配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

- 実績を求める発注機関は、中部地方整備局及び P. 44 別表2「発注機関」のとおり区分する。
- 実績は以下に示す年度以降に引渡しが完了したものを対象とする。

本官工事	平成20年度以降
分任官工事	対象年度を設定しない

配置する技術者が平成 20 年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する期間を実績評価期間に加えることができる。

- 同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、各評価項目を合計し一番低いと判断される実績で評価する。
- 入札参加者が提出した「配置予定技術者の同種(類似)工事の施工実績」の内容において、同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、設定された条件のいずれかを同一工事(同一構造物 or 同一橋梁)で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事(同一構造物 or 同一橋梁)で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
- 工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする
 - ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計※(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。(中部地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事で、平成 13 年度以降に完成し引き渡しを行った工事実績である場合は書類の添付は必要ない。)
 - ※「工事成績評定通知書等の評定点の合計」とは監理(主任)技術者又は現場代理人に付す点数ではなく、企業が得た工事成績とする。その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。
 - イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類を添付する。
 - ウ) 国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成 20 年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したことが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。
 - エ) ただし、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なすことができるものとする。なお、「工事成績」が65点以上の実績に限る旨を明記すること。

才) 海外認定・表彰制度により認定された海外実績を、国内の工事の実績と同様に評価する。

※海外認定・表彰制度は技術者の実績を認定・表彰する制度であるが、工事における「企業の能力等」についても、競争参加者が当該認定実績での評価を申請する場合、国内の工事の実績と同様に評価できることとする。

※工事・業務の総合評価落札方式等における海外インフラプロジェクトに携わる技術者の評価について (https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/pdf/shiryo_210322.pdf)を参照

②「継続教育(CPD)単位の取得状況」の留意事項

○ 配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを求め、当該団体の推奨単位以上を取得している場合について、評価する。

評価対象機関は、証明書を発行している団体は<参考>証明書を発行している団体を参照すること。

○ 過去1年(発注前年度)に、年間推奨単位(各団体の1年間の推奨単位(ユニット等))を取得した場合に

(2) 「企業の能力」の留意事項

- 同種・類似工事の施工実績は対象業者の種類により、以下のとおりとする。

対象業者の種類	構成員等	実績の求め方（同種・類似）
単体業者	単体業者	同種又は類似工事の実績
経常建設共同企業体(甲型、乙型)	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績
地域維持型建設共同企業体(甲型、乙型)	いずれかの構成員	同種又は類似工事の実績

※類似条件を付さない場合は、全ての参加企業に同種工事の実績を求める。

- 「工事実績情報システム(CORINS)」に登録無き工事及び契約時の CORINS 登録のみで工事内容が確認できない工事は、入札説明書にて提出を求めた書類(契約図書、施工計画書等)により確認を行う。

① 「企業の同種・類似工事の施工実績」の留意事項

- 企業の同種・類似工事の実績は、平成 20 年度以降に引渡し完了した工事の実績を対象とする。
- 同種・類似工事の実績で、異なる機関の実績が提出された場合は、各評価項目を合計し一番低いと判断される実績で評価する。
- 実績を求める発注機関は P. 44 別表2 「発注機関」のとおり区分する。
- 入札参加者が提出した「企業の同種(類似)工事の施工実績」の内容において、同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、設定された条件のいずれかを同一工事(同一構造物 or 同一橋梁)で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事(同一構造物 or 同一橋梁)で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。
- 工事成績資料の取扱いは以下のとおりとする
 - ア) 工事成績評定通知等の評定点の合計(以下「工事成績」という。)が企業に通知されている実績においては、「工事成績」を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。(中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く。)工事実績である場合は、書類の添付は必要ない。)その場合、「工事成績」が65点未満の場合は入札に参加できない。
 - イ) 「工事成績」が企業に通知されていない実績の場合は、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類を添付すること。
 - ウ) 国土交通省のうち、地方整備局(旧組織を含む)及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、平成 20 年度以降に引き渡された請負金額が500万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したことが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を65点と見なすものとする。

※営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局(旧組織を含む)並びに北海道開発局、沖縄総合事務局の実績を対象とする。

② 「維持修繕工事等の施工実績」の留意事項

- 維持修繕工事等の実績は、中部地方整備局または他地整・県・政令市等※の発注工事で令和元年度から令和4年度に完成した維持修繕工事の実績について評価する。
 - ※P. 44 別表1 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり
- 施工能力評価型(分任官工事)について、「工事発注事務所管内実績」の場合は、1点加点とする。なお、複数の施工実績(中部地方整備局発注の維持修繕工事で過去4年に4件以上の実績)が提出された場合は、提出された施工実績のいずれか 1 件が工事発注事務所管内実績であれば「工事発注事務所管内実績」と見なし1点加点し評価する。
- 提出資料における留意事項
 - ア) 工事成績評定通知等
 - 施工実績については、「工事実績情報システム(CORINS)」の番号を記載すること。(この場合、写しの添付の必要は無い。)

なお、工事实績情報システム(CORINS)の工事实績において維持修繕工事等の対象となる工事内容が明確にわからない場合は、工事内容のわかる設計図書類等(図面・数量総括表・施工計画書等)を添付すること。

イ) 工事实績が「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されていない場合は、契約書の他工事内容および検査に合格したことを証明する書類または、引渡しが完了したことを証明する書類の写しを添付することとする。

ウ) 工事实績が共同企業体の場合は、構成員であることを証明する書類を添付するものとする。

エ) 提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

○ 維持修繕工事等の考え方は以下のとおりとする。

維持修繕工事等とは、以下に示す維持修繕工事、経常維持工事をいう。

ア) 維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等を行った工事(耐震補強、交差点 改良、歩道整備・設置(現道工事)、電線共同溝(現道工事)、設備更新、塗装塗替・区画線補修等を含む)を対象

- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- 技術資料（競争参加資格確認資料）に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。表彰の写しの添付は不要。

⑦「社会貢献等表彰」の留意事項（対象は令和3、4年度表彰）

- 入札参加者が中部地方整備局管内の事務所長（管理所長）より「社会貢献等表彰」を元請として受賞の場合に評価する。
- 同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。
- 評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで
- 技術資料（競争参加資格確認資料）に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。表彰状の写しの添付は不要。

【追加】「表彰（優良工事、安全工事、社会貢献等）、工事成績優秀企業の認定」の留意事項

（WTO 段階的選抜方式（簡易確認型）のみに適用）

○表彰（対象は令和3、4年度表彰（令和2、3年度完成工事））

ア）入札参加者が国土交通省地方整備局長（港湾空港関係除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）長、又は同管内の事務所長（管理所長、室長）より「優良工事表彰」、「安全工事表彰」、「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価する。

ただし、「優良工事表彰」については、当該工種のものに限る。「安全工事表彰」、「社会貢献等表彰」については、同種・類似工事として申請の施工実績や当該工事の工種に限らず、他の実績や全ての工種を評価対象とする（港湾空港関係を除く）。

イ）評価対象の期間は、表彰月の翌月から2年後の表彰月まで

ウ）技術資料（競争参加資格確認資料）に表彰有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価対象とする。中部地方整備局からの表彰の場合、表彰の写しの添付は不要。他地方整備局（港湾空港関係除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）からの表彰の場合、表彰の写しを添付すること。なお、表彰の写しが添付されておらず、これを確認できない場合は、評価しない。

エ）申請書等の提出期限日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。

○工事成績優秀企業認定（対象は令和3、4年度認定）

ア）入札参加者が国土交通省地方整備局長（港湾空港関係除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。ただし、当該工事の工種が次の11工種の場合に限る。

一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、橋梁補修工事

イ）評価対象の期間は、認定月から2年間

ウ）技術資料（競争参加資格確認資料）に認定の有無が記載されており、認定が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの認定の場合、認定の写しを添付する必要はない。他地方整備局（港湾空港関係除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）からの表彰の場合、認定の写しを添付すること。なお、認定の写しが添付されておらず、これを確認できない場合は、評価しない。

エ）申請書等の提出期限日までに、認定が失効となった場合は、評価しない。

※表彰及び認定の実績は、上記のいずれか1件のみ申請できるものとする。

⑧「週休2日取組実績」の留意事項

○週休2日の取組は、企業が元請として、中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局(完全週休2日取組認定証発行の対象工事を除く)または政府調達機関等※1 の週休2日取組対象工事、もしくは中部地方整備局または他地方整備局等の週休2日交替制モデル工事において4週6休以上※2 を達成した完成工事を評価する。

※1 P. 44 別表1「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

※2 技術提案評価型 S 型は4週8休以上

○対象工事は、「配置予定技術者の同種または類似工事」もしくは「企業の同種または類似工事の施工実績」以外も対象とする。

○評価対象期間は、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」から遡って、完全週休2日取組認定証の場合には発行日、4週6休以上※2 の場合には工期末日の翌日が1年以内のものに限る。

○週休2日の取組は、履行が確認できる以下ア)イ)ウ)のいずれかの書類の写しを添付すること。

ア) 完全週休2日取組認定証(中部地方整備局が発行したもの)

イ) 4週6休以上※2 を証明する書類(上記 ア)の対象工事は除く)

・工事実績情報システム(CORINS)に登録がないものは、契約書等(工事名・工期末のわかるもの)

・各機関の要領等で4週6休以上※2 を達成したことのわかる工事関係図書等

・週休2日対象工事がわかる資料(追加特記仕様書等(中部地方整備局発注工事では、別紙2(下表)に示す週休2日の種別がわかるもの))

なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

※2 技術提案評価型 S 型は4週8休以上

・週休2日の取組に関する考え方(週休2日交替制モデル工事を除く)

種 別 発注機関	完全週休2日を全週達成	完全週休2日		週休2日相当	
	発注者指定・受注者希望型 共通	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
中部地方整備局 (週休2日の定義 は以下の表による。)	完全週休2日の考え方に基づき、対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が100%であると判断された場合に評価。 (週休2日相当の対象工事でも、上記に該当すれば評価する)	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証にて評価	完全週休2日(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上※2 達成したと判断された場合に評価(ただし、平成30年7月31日まで公告した工事において、公告文に「完全週休2日取組認定証」の発行が記載されたものについては、完全週休2日取組認定証にて評価)	週休2日相当(発注者指定型)の考え方に基づき、4週6休以上※2 達成したと判断された場合に評価	週休2日相当(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上※2 達成したと判断された場合に評価
その他 政府調達機関等	各機関の要領等に基づく週休2日取り組み工事において、4週6休以上※2 が達成したと認められると判断できる場合に評価。				

※2 技術提案評価型 S 型は4週8休以上

活用計画書様式のチェック欄に「■」と記入する。

- ウ) 建設生産プロセス①②⑤の全ての段階で活用する場合(建設ICT活用計画書様式のチェック欄が■)のみ加点点評価の対象とする。(チャレンジ型は除く)

⑭ 手持ち工事量

- 中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の一般土木工事(予定価格3億円未満の工事)について、入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」時点で施工中の件数に応じて評価する。
- 施工中とは、契約日から工事完了日までの期間(契約日、工事完了日を含む)をいう。

【追加】「事業継続力(BCP認定)の有無」の留意事項 ※次期改定(R5 工事運用ガイドライン)より適用

- 中部地方整備局事業継続力認定制度にて、認定を受けた企業を評価する。
- 提出資料として、中部地方整備局の認定証の写しを求め、認定期間が評価基準日を含む場合に評価する。
- 認定書の写しの添付がないものについては、実績無しと見なして評価しない。
- 認定は、評価要領(「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」)に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中部地方整備局が「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付する。
- 入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価の基準日」時点の認定状況にて評価する。

⑮ 「国土技術開発賞」の留意事項 (WTO 段階的選抜方式(簡易確認型)のみに適用)

- 「国土技術開発賞」は、最優秀賞、優秀賞、特別賞の3つのカテゴリーがあるが、いずれの賞も評対象とする。
- 国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する工事以外も対象とする。
- 評価対象期間は、令和2年～令和4年(第22回～24回)の受賞を対象とする。
- 受賞の実績は、実績が証明できる書類の写し(表彰等)を添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

【追加】「カーボンニュートラル取組実績」の留意事項(WTO 段階的選抜方式(簡易確認型)のみに適用)

- カーボンニュートラル取組実績について、次に掲げるいずれかに該当する企業を評価対象とする。
- ア) SBT^{※1}認定(認定機関: SBT事務局)取得済み企業
 - 評価基準日において認定取得されている企業を評価の対象とする。
 - SBT認定取得企業であることを証明する書類の提出を求め、添付がないものについては、認定無しとみなして評価しない。
- ※1 パリ協定の水準に整合する、企業における温室効果ガス排出削減の目標
- イ) 燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績を有する
 - 企業が元請として、評価基準日以前に完成・引き渡しを完了した工事を対象とする。発注機関は官民を問わない。また、対象工事は「配置予定技術者の同種工事」もしくは「同種工事の施工実績」以外も対象とする。
 - 燃費性能に優れた建設機械は、「低炭素型建設機械認定制度」、「燃費基準達成建設機械認定制度」又は「特定特殊自動車排出ガス規制法(オフロード法)」等(同等以上と確認できるのもの)に適合するものとし、提出書類によりそのことが確認できる場合、評価の対象とする。
 - 実績証明する書類(契約書(工事名・工期末のわかるもの)、当該建設機械の使用実績を確認できる書類等)を求め、添付がないものについては、実績無しとみなして評価しない。

⑯ WLB 推進企業(WTO 段階的選抜方式(簡易確認型)のみに適用)

- WLB 推進企業について、次に掲げるいずれかの認定等を受けている企業を評価対象とする。
- ア) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。
- イ) 次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)
 - 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ウ) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

○ 入札説明書に定める様式に適合状況を記入し、それを証明する書類(以下 ア)～ウ)に示すもの)を添付すること。(外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。)。提出書類により確認できないものについては評価しない。

ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

認定通知書の写し、又は、一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること

イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

認定通知書の写しを添付すること

ウ) 若者雇用促進法に基づく認定

認定通知書の写しを添付すること

工事調達における
総合評価落札方式の
運用ガイドライン

令和 5 年 3 月 一 部 改 定
中部地方整備局